

京 都 大 学 に お け る 公 益 通 報 者 の 保 護 等 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (総括者等) 第 3 条 本学における公益通報の処理に関しては、<u>研究公正担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）が総括し、<u>コンプライアンス部</u>がその事務を担当する。 (通報相談窓口) 第 4 条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>コンプライアンス部</u>及び学外の法律事務所に、通報相談窓口を置く。 2 通報相談窓口を担当者を置き、<u>コンプライアンス部</u>の職員又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。 (中 略) (公益通報対応業務従事者の指定) 第 6 条の 2 担当理事は、次の各号に掲げる者のうち、公益通報対応業務の全部又は一部に従事し、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項（以下「特定事項」という。）を伝達されるものを、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）に指定するものとする。 (1) 担当理事 (2) <u>コンプライアンス部</u>の職員 (3)～(6) (略) (後 略)	(総括者等) 第 3 条 本学における公益通報の処理に関しては、<u>リスク・コンプライアンス担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）が総括し、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>がその事務を担当する。 (通報相談窓口) 第 4 条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>及び学外の法律事務所に、通報相談窓口を置く。 2 通報相談窓口を担当者を置き、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>の職員又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。 (公益通報対応業務従事者の指定) 第 6 条の 2 } (1) (2) <u>リスクマネジメント支援オフィス</u>の職員 (3)～(6) (同 左) (同 左) 附 則（令和 8 年達示 9 8 号） この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。